

第 50 回中央社会保障学校開催要綱（第二次案）

2023 年 3 月

第 50 回中央社会保障学校現地実行委員会

1. はじめに

新型コロナパンデミックにより、日本の社会保障をはじめとした政治や社会の貧困があらためて明らかになりました。自公政権の失政により日本経済は行き詰まり、2023 年 1 月の消費者物価指数は 41 年 4 カ月ぶりの高水準となっています。その上、前代未聞の軍事費 2 倍化に突き進み、軍拡増税と社会保障の解体を押し付けようとしています。「大砲かバターか、再び」の局面です。

このような情勢の下、「朝日訴訟」の地・岡山県で開催する 50 回目の記念すべき中央社会保障学校では、憲法を実質化する運動の強化のために、「権利はたたかう者の手にある」という朝日訴訟の精神や社会保障の基礎をあらためて学びます。

2. 開催目的

- (1) 社会保障運動の歴史とたたかいについて学ぶ。
- (2) 社会保障をめぐる最新の情勢とたたかいについて学ぶ。
- (3) 社会保障運動の経験が浅い構成員向けに、「社会保障入門講座」を開講する。
- (4) 全国の実践に学ぶ。
- (5) 社会保障運動参加者の交流と学びの場とする。

3. 第 50 回中央社会保障学校開催要綱

(1) スローガン（案）

— 「権利はたたかう者の手にある」 — 朝日訴訟の精神をあらためて学び、憲法を実質化する運動の強化を

(2) 主催：中央社保協、第 50 回中央社会保障学校現地実行委員会

* 実行委員会の構成団体

- ・ 中央社保協（事務局）、岡山県社保協（事務局）、広島県社保協、山口県社保協、鳥取県社保協、島根県社保協

※ 学校長は、中央社保協代表委員より選任

(3) 日時：2023 年 9 月 16 日（土）・17 日（日）

(4) 開催形態：いわゆるハイブリッド開催

※ ただし、リアル参集は原則として県内居住者のみ。県外居住者は原則としてオンライン参加。県外居住者等がリアル参集する場合、宿泊先の斡旋は行わない。

(5) リアル参集会場：岡山市勤労者福祉センター 体育集会室、第 3 会議室、大会議室

(6) 参加申込方法などは今後検討

4. 内容

(1) 初日／9月16日(土)

- *13時00分：学校長、現地実行委員長らによる開会あいさつ
- *13時15分：記念講演（NPO朝日訴訟の会 会長 則武透氏）
- *14時15分：質疑応答
- *14時45分：休憩
- *15時00分：企画①（特別報告）
 - ・マイナカードを取得している者だけの保育料、給食費、教材費を無料とする岡山県備前市の政策問題
 - ・「国保料・こうして減免・名古屋市にみる」
- *17:00分：休校

(2) 二日目／9月17日(日)

- *09時30分：企画②（社会保障入門講座）
 - ・講師：村田隆史 京都府立大学准教授
- *12時00分：昼休憩中に動画上映！？
- *13時00分：企画③（シンポジウム [パネルディスカッション！？])
- *15時00分：閉校式

5. その他

- ・参加費：通し参加：2,000円、1日参加：1,000円

以上

第 50 回中央社会保障学校 from 岡山 二日目 シンポジウム 企画書

2023 年 3 月 22 日

第 50 回中央社会保障学校 from 岡山 現地実行委員会

1. シンポジウム開催の目的

今年 2023 年は、「朝日訴訟」の原告だった朝日茂さん生誕 110 年にあたります。

“人間に値する生活とは何か”を提起した裁判は「人間裁判」と呼ばれ、日本の社会保障を前進させる上で重要な役割を果たしました。

生活保護削減に抗するたたかいは脈々と引き継がれています。安倍晋三政権が強行した生活保護引き下げの違憲性を問う裁判では、2023 年 2 月までに出た 14 の判決のうち、大阪、熊本、東京、横浜、宮崎の 5 つの地裁で勝訴判決が言い渡され、特に直近では原告の 4 勝 1 敗と、この種の訴訟としては異例とも言える高い勝訴率となっています。

「朝日訴訟」の地である岡山でも、2014 年 10 月に原告 46 名が提訴し、地裁でのたたかいが行われています。この間、弁護団が、原告らの被害実態を明らかにするために、証人とすることを求めている精神保健福祉士や貧困論研究者とともに、原告と支援者たちが裁判所に聞く耳をもってほしい、世論の関心を高めたいと、自分たちにできることを考え取り組んでいます。

第 50 回中央社会保障学校のシンポジウムでは、生活保護基準引き下げ違憲訴訟で問われていることについてディスカッションします。

2. 開催日時、会場

- ・日時：2023 年 9 月 17 日（日）13:30～15:30（所要時間 2 時間として組み込む）
- ・会場：岡山市勤労者福祉センター・*****
住所：岡山市北区春日町 5-6
電話：086-233-8311

3. 内容

- ・テーマ：生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているのか。
- ・問題提起・コーディネーター：岡山訴訟弁護団から（いのちのとりで裁判とは。岡山弁護団が重視した点について）
- ・発言者：岡山訴訟の原告（なぜ原告になったのか。原告になって感じたこと）
林道倫精神科神経科病院・PSW・上村真実さん（生活保護を利用する患者にとつての引き下げ影響について。訴訟に関わって感じたこと）
県立広島大学・志賀信夫准教授（貧困とは何か。運動と政策の関係について）
- ・司会：必要に応じて今後検討

以上